公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２９０号
宮城県宮城郡利府町中央２丁目３番地６パークハウス201号、従前の住所宮城県塩竈市後楽町14番10号
債務者　眞光　忠男
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井実千生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４７号
山形県米沢市大町４丁目６番６号
債務者　渡部　忠弘
1　決定年月日時　平成28年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒井　賢二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１８２号
兵庫県西宮市瓦林町20番20―302号、前住所兵庫県西宮市西宮浜４丁目４番３―802号
債務者　大石　千世（旧姓盆子原）
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安保　晶之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月５日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第７４４号
広島市南区宇品神田５丁目26番16―402号
債務者　武智　　修
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　淳哲
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４７号
広島県東広島市西条町御薗宇4531番地　県営御薗宇住宅３棟301号
債務者　岡田　智昭
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸川　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月８日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１４８号
広島県安芸高田市甲田町上小原4470番地
債務者　宮迫　和子
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中岡　正薫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５２号
広島市佐伯区観音台１丁目23番10号
債務者　大野　秀司
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５３号
広島市佐伯区観音台１丁目23番10号
債務者　大野　加恵
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　政治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月５日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月22日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡１丁目４番８号
債務者　渡邊　祥多
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　和聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２７年（フ）第１６１号
山形県寒河江市大字柴橋920番地の２
債務者　鈴木　千春
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古城　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
岡山市南区米倉70番地８
債務者　山本　賢吾
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１１６号
岡山市南区米倉70番地８
債務者　山本　光江
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月31日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年７月25日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１０９号
鹿児島県鹿児島市田上台２丁目23番５号（第２池田荘２の１号）
債務者　堀之内　修
1　決定年月日時　平成28年５月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多淳太郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月27日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第２３４号
仙台市宮城野区福田町１丁目７―12　サンライズＫ102、住民票上の住所茨城県土浦市並木１丁目10番13号　南晃台202
債務者　河田　健次
1　決定年月日時　平成28年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　敬文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月７日午後１時15分
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１０号
滋賀県米原市野一色326番地１
債務者　塚越　元基
1　決定年月日時　平成28年５月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　見當　正晃
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月30日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２８年（フ）第３号
愛媛県大洲市中村278番地２ヴィラソレイユ102号、住民票上の住所愛媛県喜多郡内子町内子2752番地
債務者　樋内　茂則
1　決定年月日時　平成28年５月24日午後４時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月19日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年７月29日まで
松山地方裁判所大洲支部